

令和8年 年頭所感

酒類小売業界の社会的使命と組合のこれからを見据えて

全国小売酒販組合中央会会長 吉田精孝

新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。組合員の皆様、関係各位の皆様におかれましては、全国小売酒販組合中央会（以下、「中央会」）の活動にご理解とご協力を賜り心より御礼申し上げます。

昨年は、酒類業界にとって明るい話題のあった年のように思います。令和6年12月に「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたのを皮切りに、各地で様々なイベントが行われました。中でも大阪・関西万博での国税庁の伝統的酒造りのブースや各酒造メーカーによる特別ブースの出展は大きな話題となりました。継続した日本の「酒」への関心に、酒類業界として繋げていければと考えております。

組合内のことにも目を向けています。昨年も例年同様に各地で行われるブロック会議に出席をさせていただきました。多くのご意見やご要望をいただき改めて感謝申し上げます。ご意見、ご要望の中心は、組合員数減少への中央会としての対応を求めるものでございました。

中央会（・連合会・小売酒販組合）や酒政連（本部・支部）では、これまで、過度な廉売への対応として法改正による公正取引ルールの策定、酒類の適正な販売管理の確保のための酒類販売管理研修の受講義務化、社会的要請として完全無人店舗での酒類の販売禁止などを要望し実現してきました。いずれも業界のみならず、社会全体の利益のために、全国で一丸となり守り、つくりあげてきた制度です。

また、本年閣議決定される予定のアルコール健康障害対策推進基本計画（第3期）では、中央会の働きかけにより新たに「(20歳未満の飲酒防止等の)社会的要請への対応が困難な無人店舗での酒類販売を行わないよう、酒類業者への指導を継続する」といった一文が素案に盛り込まれました。

ご承知のとおり、酒類小売業界は一般酒販店のほか、コンビニエンスストア、スーパー・マーケット、ドラッグストア等様々な業態から成り、課題や要望も異なります。しかしながら、20歳未満の飲酒、飲酒運転、アルコール健康障害等の社会的要請に対しては、業界が団結して取り組むことでより意義のある活動となります。特にアルコール健康障害対策については、酒類小売業界を代表し、全国では渋木副会長が、都道府県では連合会長が会議に参画し、施策に意見を反映させるなど、小売酒販組合の業界団体としての責任と役割は非常に大きいものと思います。

酒類小売業界に求められている社会的責任を共に果たしていくため、行政や政治にも協力を求めつつ、関係各所との接点を増やしていければと考えております。

次に組合の地区拡大についてです。小売酒販組合の県一本化や地区拡大による組合のスリム化を検討している組合も多く、ブロック会議でもその方法についてのご質問やご要望を数多くいただきました。そのような状況を踏まえ、中央会役員会では「地区拡大とそれに伴う解散のためのマニュアル」を整備する予定です。同時に、組合員数の多少に関わらず、ホームページやSNS、Web会議システムの活用による業務効率化についても、それぞれの組合が必要に応じ取り入れていただけるよう、具体的な事例とともに周知できればと考えております。

また、青年会をはじめとする若手や女性の活躍により、組合活動が活性化し、新規加入につながった例もございます。若手や女性メンバーの活躍促進をはかり、一緒にになってこれからの中業界を考え、行動していくことが、小売酒販組合の将来のためにも重要です。

次の世代を育てられる組織・業界でなくてはなりません。その想いを忘れず一つ一つの課題や問題に真摯に取り組んでまいります。

結びに、皆様方のご健康とご多幸をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。